

しゅんかしゅうとう

# 春夏秋冬

## 《岁时》黄金周

从4月末到5月初这一个有较多节假日的星期，称为“黄金周”（ゴールデンウィーク）。这是日式英语，乃日本独有的说法。

今年（2004年）的黄金周里相继有4月29日（星期四）“绿之日”（亲近大自然的同时，感谢其恩惠、培养自身丰润的心灵）、5月3日（星期一）“宪法纪念日”（纪念日本宪法的实施，期盼国家发展）、4日（星期二）“国民休假日”，5日（星期三）“儿童节”（尊重儿童的人格，谋求儿童幸福的同时，向母亲们表示感谢）等几个连休日。

在日本，公共机关和多数企业都实行双休日制度，在这些单位供职的人们，只要在4月30日（星期五）请上一天有薪假，就可以真正享受字面意义上的、从4月29日（星期四）到5月5日（星期三）这个“黄金周”了。

国民节日是基于“有关国民休假法”条例而设定的。在此项法律的第三条里，记述着“‘国民的节日’这一天为休假日。”“2 当‘国民的节日’这一天恰巧为周日时，次日补假。”以及“3 当前一天和次日为‘国民的节日’（恰巧碰上周日及前面所述节日除外），为休假日。”因此，按照此项法律第三条第三项的规定，今年5月4日（星期二）为休假日。

## 将4月29日定为“昭和之日”？

自去年以来，国会进行审议是否将4月29日“绿之日”改为“昭和之日”；而将5月4日“国民休假日”改为“绿之日”这一法案。

另外，4月29日本来为昭和天皇的生日，也是国民休假日，但1989年1月昭和天皇驾崩，其后在同年2月，经过法律修改，4月29日这一天被设定为“绿之日”。

《歳時》ゴールデンウィーク  
4月末から5月初めにかけての休日の多い1週間をゴールデンウィークといいます。これは和製英語で、日本独特のことばです。

今年（2004年）のゴールデンウィークは、4月29日（木）「みどりの日」（自然に親しうとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ）、5月3日（月）「憲法記念日」（日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する）、4日（火）「国民の休日」、5日（水）「こどもの日」（子どもの人格を重んじ、子どもの幸福をはかるとともに、母に感謝する）と休日が続きます。

日本では公的機関や多くの企業で完全週休二日制が実施されていますので、これらの職場で働く人々は、4月30日（金）だけ有給休暇を取れば、文字通り4月29日（木）から5月5日（水）までの1週間の連休を楽しむことができます。

4月29日は、「国民の祝日にに関する法律」によって定められていますが、この法律の第3条には、「国民の祝日」は、休日とする。「2「国民の祝日」が日曜日にあたるとときは、その翌日を休日とする。」及び「3その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（日曜日にあたる日及び前項に規定する休日にあたる日を除く。）は、休日とする。」と書かれています。今年の5月4日（火）は、この第3条第3項の規定により休日となっている訳です。

昨年来、4月29日の「みどりの日」を「昭和の日」に、5月4日の「国民の休日」を「みどりの日」に改める法律案が国会で審議されています。

なお、4月29日はもともと、昭和天皇の誕生日で国民の祝日でしたが、1989年1月に昭和天皇がお亡くなりになったことにより、同年2月の法律改正により4月29日を「みどりの日」とした経緯があります。